

お客さま各位

日本航空株式会社

Smart Luggage の取り扱いについて(国際貨物)

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

リチウム電池を内蔵・装着した多機能スーツケース(通称 Smart Luggage*)の旅客手荷物としての IATA 危険物規則が、2018年1月15日発効で改定となりました。それに伴い、当社では当該品目の貨物としての取り扱いを下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(現時点では貨物としての ICAO/IATA 危険物規則の変更はございません。本案内はあくまでも当社貨物取り扱いに限定した措置となります。)

*Smart Luggage = リチウム電池を内蔵・装着した多機能スーツケースで、他の電子機器(スマートフォン、PC等)への充電、GPS、自動施錠等の機能を有している。

記

1. Smart Luggage の弊社貨物としての取り扱い

Smart Luggage は、旅客手荷物としては携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)や予備電池と同様に扱われており、電池単体としての性質を強く持つことから、**当社としては当該品目を UN3480 リチウムイオン電池(単体)と分類し、IATA 危険物規則に従い、当該物品の当社便での貨物としての受託及び輸送を禁止といたします。**

(ただし内蔵・装着されたリチウム電池がボタン電池の場合は制限の対象外)

2. 適用開始日

2018年3月1日(木)より(搭載日ベース)

3. 携帯用充電器・Smart Luggage 以外のリチウムイオン電池の取り扱い

包装基準 966 を適用して準備された、UN3481 機器同梱のリチウムイオン電池、または包装基準 967 を適用して準備された、UN3481 機器組み込みのリチウムイオン電池につきましては、ご予約時に、必ず「**携帯用充電器(モバイルバッテリー)もしくは Smart Luggage ではない**」旨をお知らせいただきますようお願いいたします。ご連絡をいただけない場合、予約便にて輸送できなくなる場合がございます。

4. その他

- ① UN3480 リチウムイオン電池(単体)は、IATA 危険物規則における「航空郵便で輸送可能な危険物」には含まれないので、当該物品は郵便としても受託不可・輸送不可となります。
- ② 「リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表」に本内容を反映しましたのでご参照願います。

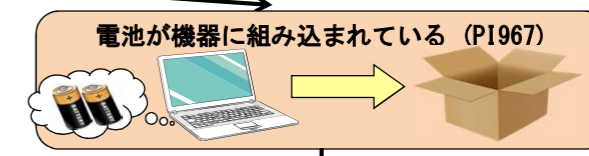
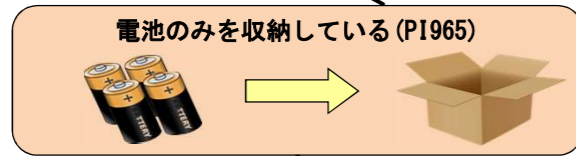
[別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

以上

備考: 青文字の部分が2018年2月の変更点

リチウムイオン電池の梱包形態は?



旅客機での輸送禁止

定格容量の30%以下の充電率の電池のみ輸送可

[ワット時定格値]
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか?
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか?

[ワット時定格値]
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか?
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか?

[ワット時定格値]
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか?
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか?

機器(回路基板を含む)に内蔵された電池がボタン電池のみである。

航空運送状ないしHAWBあたりの包装物の個数が3個以上か?

包装物当たりの電池の個数が、
 ・セルの場合: 5個以上
 ・組電池の場合: 3個以上

UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの正味量: 35kg	1包装物あたりの正味量: 10kg	・航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで ・非危険物とは分けて搬入すること セルまたは組電池1個のワット時定格値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	・オーバーパック毎に1包装物まで可。 ・区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI966 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量: ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言	記載不要 (AWBIにSection IIの記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI967 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)	可能

【備考1】経過措置として、2018年12月31日まで以下のラベル貼付を認める。
 1. リチウム電池用第9分類ラベルに代えて、一般危険物用の第9分類ラベルを貼付。
 2. リチウム電池マークに代えて、DGR57版(2016年版)で定められたリチウム電池取り扱いラベルを貼付。

【備考2】他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器 (Powerbank、モバイルバッテリー) やSmart Luggage (リチウム電池を内蔵・装着した手荷物) については、電池単体としての性質を強く持つことから、包装基準966が適用されるUN3481 機器同梱のリチウムイオン電池または包装基準967が適用されるUN3481 機器組み込みのリチウムイオン電池としては取り扱わない。